

令和8年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(各種サービス等の留意事項)



令和8年3月30日

姫路市 障害福祉課

目次

	留意点	対象サービス
①	グループホームの食材料費の精算について	共同生活援助
②	同一日の入退所について	短期入所、共同生活援助、施設入所支援
③	放課後等デイサービスの休業日について	放課後等デイサービス
④	放課後等デイサービスの特例超過について 令和9年3月31日まで延長	放課後等デイサービス
⑤	モニタリング報告書の確認方法について	計画相談支援、障害児相談支援
NEW ⑥	報酬改定（地域生活支援事業）	地域活動支援センター、移動支援
⑦	地域連携推進会議について	共同生活援助、施設入所支援

1 グループホームの食材料費等の精算について

グループホームの食材料費は、利用者から**実費のみ徴収可能**です。
徴収額と経費の収支の計算を行い、過大に徴収していた場合、**残額を返還する必要があります**。

対象となる障害福祉サービス

共同生活援助

遵守すべき事項の概要

令和6年度報酬改定に伴い、右記の文言が基準に明記されています。

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に**残額が生じた場合には、精算して利用者**に当該**残額を返還**することや、当該事業所の利用者に対する**今後の食材料費として適切に支出する等**により、適正に取り扱う必要がある。
また、食材料費の額やサービスの内容については、**サービス利用開始時及びその変更時において利用者**に説明し、**同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある**。

精算の頻度

食材料費、光熱水費及び日用品費をあらかじめ徴収する場合には**半年に一度以上の頻度**で定期的に精算し、残額が生じた場合には利用者**に返還してください**。

保管が必要な記録

- ①**精算書（収支の計算を行った記録）**
- ②**残額がある場合は利用者**に返還した額がわかる**領収書の写し**

2 同一日の入退所について

同一日にA事業所を退所し、B事業所に入所した場合、当該日の請求は両事業所とも報酬算定可能です。

対象となるサービス

- ・ 短期入所
- ・ 共同生活援助
- ・ 施設入所支援

留意点

事業所が**同一敷地内**に存在する場合、又は**隣接若しくは近接する敷地**であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合は算定**不可**となります。

3 放課後等デイサービスにおける休業日について①

放課後等デイサービスにおける休業日とは、
各学校が教育委員会に休業日として届け出ている日のことです。

例外

- ・インフルエンザ等による学級閉鎖は、休業日です。
- ・台風等による臨時休校は、休業日です。

姫路市立の学校の休業日

		期間
1	国民の祝日に関する法律に規定する休日	
2	日曜日及び土曜日	
3	学校創立記念日（開校記念日）	学校ごとに休業日が異なります。
4	春季休業日	4月1日～4月6日まで
5	夏季休業日	7月22日～8月28日まで（登校日含む）
6	冬季休業日	12月25日～翌年1月6日まで
7	学年末休業日	3月25日～3月31日まで
8	前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め教育委員会に届け出た日	学校ごとに休業日が異なります。

（注意）姫路市立学校管理規則により記載しています。県立学校等は日程が異なることがあります。

3 放課後等デイサービスにおける休業日について②

<卒業式>

区分	卒業式～春休まで	春休み
小6・中3・高3 (卒業生)	通常日	休業日
在校生	通常日	休業日

<入学式>

区分	4/1～春休み	入学式・始業式
小1・中1・高1 (新入生)	休業日	通常日
在校生	休業日	通常日

※入学式・始業式の日が異なる場合や始業式の日は新入生は休業日の場合など学校ごとに異なることがあります。判断が難しい場合は、学校か障害福祉課まで問い合わせください。

<運動会>

Q 土曜日に運動会があり、平日の月曜日に振替休日がある場合の考え方はどうなりますか。

A 運動会のある土曜日は、通常日（授業終了後の単価）になります。
振替休日の月曜日は、休業日となります。

※休日に授業参観などがあり、振替休日がある場合も同じ考え方です。

4 放課後等デイサービスの特例超過について

姫路市では、**放課後等デイサービス**において、**一日当たり定員の2割以内の定員超過（特例超過）**を認めています。

経緯

姫路市障害福祉サービス等支給決定基準において、放課後等デイサービス支給量について、放課後等デイサービスの利用量がサービス供給量を超えており、令和8年10月から基準支給量を原則の日数に引き上げる予定のため、人員基準を満たした上で、定員超過を認めることとします。

ホームページ

「**障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱い**」
<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000020328.html>

人員について

一日当たり定員の2割以内の定員超過、**例えば定員10名で利用者12名を受入する場合、基準人員2名のみでは受入できず、基準人員2名に1名を加えて基準人員3名を配置する必要があります。**

報告書の提出

特例超過を行った事業所は**毎月、特例超過報告書を提出**してください。
報告書様式はホームページにあります。

特例超過を認める期間

令和9年3月31日まで延長

5 モニタリング報告書の確認方法について

モニタリング報告書の確認方法について下記のとおり変更しました。	
対象となる障害福祉サービス	計画相談支援、障害児相談支援
変更前	モニタリングを実施し、 モニタリング報告書を作成後 、支給決定対象者から押印等により確認を受ける。
変更後 (ア・イいずれの方法も可)	(ア) モニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成後、支給決定対象者から押印等により確認を受ける。 (イ) モニタリングを実施したことについて、 支援経過記録等を作成し、当該記録に支給決定対象者から押印等により確認 を受ける。
適用日	令和6年12月16日から

6 報酬改定（地域生活支援事業）

- 地域活動支援センター I・II型の4時間未満の単価の増額改定
- 移動支援の単価の増額改定

地域活動支援センター I・II型	サービス内容		現行単位	改正後単位
	4時間未満	区分 1	260	286
		区分 2	229	251
		区分 3	198	217
移動支援	サービス内容		現行単位	改正後単位
	30分未満		243	245
	30分以上 (30分増すごと)		83	84
適用日	令和 8 年 4 月 サービス提供分（令和 8 年 5 月 請求分）			

7 地域連携推進会議について①

対象 共同生活援助、施設入所支援
令和7年度義務化

地域連携推進会議の開催

(年1回以上)

地域連携推進会議の構成員の例

利用者

地域住民の代表者

利用者家族・支援者等

知見を有する者

市町村の担当者

地域住民の代表者は、
まず関係作りから



地域連携推進会議の
報告等の記録作成

記録の公表

事業所見学

(年1回以上)

- 共同生活援助事業所
(姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第203条の2、第211条、第222条)
- 障害者支援施設
(姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第28条の2)

7 地域連携推進会議について②

対象 共同生活援助、施設入所支援
令和7年度義務化

市の担当者への出席依頼

依頼方法	姫路市オンライン手続きポータルサイト https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030324.html
出欠の確認方法	出席・・・「承認」 欠席・・・「差戻し」

地域連携推進会議の開催方法（参考）

開催方法等	姫路市ホームページ「地域連携推進会議」の地域連携推進会議の手引きを参考にしてください。
姫路市ホームページ	https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030324.html

8 生活介護の長時間利用について

- ✓ 生活介護は、延長支援加算を活用して9時間以上の支援を行うことができます。
- ✓ サービス提供体制可能な事業所は、利用の意向を踏まえて、積極的に活用してください。

【生活介護】区分4（定員11～20人）の所要時間別 算定単位数一覧

算定項目	所要時間	単位数	備考
基本報酬	4時間以上5時間未満	401	
	5時間以上6時間未満	469	
	6時間以上7時間未満	652	
	7時間以上8時間未満	669	
	8時間以上9時間未満	730	障害者支援施設不可
延長支援加算	9時間以上10時間未満	100	1日につき
	10時間以上11時間未満	200	
	11時間以上12時間未満	300	
	12時間以上	400	